

令和5年度大分県立学校職員（海事職〔二等機関士〕）採用選考実施要項

大分県教育委員会

1 目的

大分県立学校の実習船の海事職（二等機関士）を志望する者について、令和5年度採用に当たっての選考資料とするために実施する。

2 選考対象の職種、採用予定者数及び職務内容

職種	採用予定者数	職務内容
海事職 （二等機関士）	1人	令和5年度から大分県立海洋科学高等学校に勤務し、大分・香川両県所有の実習船の二等機関士として、各種航海（国際航海を含む。）における運航及び当該実習船の維持・管理等に関する業務に従事する。

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に規定する四級海技士（機関）以上の免状（令和5年4月1日において有効なもの。以下同じ。）を現に有している者、若しくは当該免状を令和5年3月31日までに取得見込みの者
- 昭和38年4月2日以降に生まれた者
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
- 令和5年4月1日の採用に応じられる者

（参考）

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 出願等手続

- 願書受付期間及び提出方法

願書受付期間	令和5年1月11日（水）から2月13日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
--------	---

提出方法は、次の①又は②とする。

①持参による 場合	・4(2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8:30~17:15とする。
②郵送による 場合	・簡易書留とし、封筒の表に「海事職(二等機関士)願書在中」と朱書きすること。 ・令和5年2月13日(月)の消印のあるものまで有効とする。

(2) 書類の提出先

郵便番号 870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班(大分県庁舎別館7階)

電話 (097)506-5517

(3) 提出書類

	提出物	注意事項等
①	願書	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
②	受験票	・必要事項を記入すること。
③	海技免状の写し	・四級海技士(機関)以上の免状の写しを同封すること。 ※ 取得見込みの者は、取得後直ちに提出すること。
④	返信用封筒 2枚 (「受験票送付用」 及び「選考結果通知用」)	・84円切手を貼り、住所及び氏名を明記すること(宛名は「〇〇様」とすること)。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)、糊付封筒とする(両面テープ貼付可)。
⑤	自己紹介書	・所定のもの(黒のペン又はボールペンで記入すること。)

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

イ 願書と受験票は切り離さないこと。

ウ 願書、受験票及び自己紹介書は、大分県教育委員会のホームページ(<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)からも入手できる。

エ 受験料は不要である。

(4) 受験票の交付

令和5年2月15日(水)頃本人宛て発送する。令和5年2月17日(金)を過ぎても受験票が届かない場合は、(2)の書類の提出先まで連絡すること。

5 選考

(1) 期 日

令和5年2月20日(月)

(2) 試験場

大分県庁舎 新館13階 131会議室(大分市大手町3丁目1番10号)

(注意) 受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。

(3) 試験内容及び日程

試験内容	・個人面接(30分) 人物・教養・専門性などについての個人面接
日 程	・受験票送付の際、受験者ごとに日程を通知する。

(4) 携行品 受験票

(5) 選考結果

選考の結果は、令和5年2月28日(火)午前9時に、大分県教育委員会のホームページ(<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)に合格者の受験番号を掲載するとともに、別途受験者全員に文書で通知する。

6 試験の配点

個人面接 200点

7 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果とともに送付する。

8 合格者の行う手続

合格者は、指定する日までに採用のための必要書類を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。

9 採用及び給与

- (1) 合格者は、令和5年4月1日付けで採用する。
- (2) 選考試験の合格者であっても、次の①から③のいずれかに該当する場合は採用しない。
 - ① 受験資格がないことが判明した場合
 - ② 四級海技士（機関）以上の免状を取得見込みの者が、令和5年3月31日までに当該免状を取得できない場合
 - ③ 大分県教育関係職員健康診断審議会の審議の結果、「就労不可」と判断された場合
- (3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、県職員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。
- (4) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。

なお、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。

10 その他

携帯電話は試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。

【問い合わせ先】

大分県教育庁教育人事課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

電話 097-506-5517

ホームページ <https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>